工種の登録基準（建設業者・市内）

「鹿屋市建設工事等入札参加資格審査申請書提出要領　１資格要件」に定めるもののほか、下記工種は個別に要件の定めがあります。参加を希望する方は要件及び申請に添付を要する書類をご確認のうえ、申請してください。

舗装工事・上水道工事・解体工事・下水道工事・安全施設工事・塗装防水工事

舗装工事	アスファルト舗装工事については、適正な発注及び施工のため、下記のとおり舗装工事入札参加資格登録基準を定め、専門性を有すると認められる者に入札参加資格を与えるものです。 **【登録要件】** ・建設業許可「舗装工事」を受けていること ・経営事項審査「舗装工事」をうけていること ・舗装工事施工について、高度な技術力を有するもの（オペレータ・レーキマン）が常駐できる体制が整っていること ・舗装工事の工事実績（民間工事も含む）があること ・舗装工事の専用機械（アスファルトフィニッシャー・マカダムローラ・タイヤローラ）を自社所有又は長期リースしていること （長期リース：１年以上のリース契約をしているもので自社車庫で維持管理を行い、常時使用可能な状態にあるもの） ・税金の滞納がないこと ※申請された書類に基づき、書類を審査した後、舗装工事専用機械（アスファルトフィニッシャー・マカダムローラ・タイヤローラ）の確認を行うため、現地調査を実施します。 **【申請添付書類】** ①舗装工事施工体制調査票（様式８） ②工事経歴書又は工事実績書（直近５カ年分・民間工事を含む） ③重機の写真（撮影年月日が確認できること） ④重機自社所有の場合--重機の償却資産台帳・特定自主検査記録表等の写し等 長期リースの場合----リース契約書の写し
上水道工事	水道施設工事（上水道工事）の適正な発注及び施工のため、下記のとおり水道施設工事（上水道工事）入札参加資格登録基準を定め、専門性を有すると認められる者に入札参加資格を与えるものです。 **【登録要件】** ・建設業許可「土木一式工事」・「管工事」・「水道施設工事」を受けていること （水道本管工事は公道等の掘削、復旧が伴うものであることから土木一式工事の許可を要する。また、付帯工事として給水管切替が伴うことから管工事の許可も併せて必要とする。） ・経営事項審査「水道施設工事」を受けていること ・新規は直近の過去２か年において上水道工事（公共工事）の実績があるもの （※本市又は他自治体発注工事の元請又は下請の上水道工事実績）

	・土木施工管理技士、管工事施工管理技士、配管技能士の有資格者がいること（1級または2級） ・鹿屋市指定給水装置工事事業者であること ・税金の滞納がないこと ※新規入札参加資格登録業者については、C級からの取り扱いとします。 **【申請添付書類】** ① 直近の過去2か年の公共事業の上水道工事実績書（任意様式※契約書等の写しでも可）（※直近の過去2か年に鹿屋市発注上水道工事の実績（元請）がある場合は提出不要） ② 鹿屋市指定給水装置工事事業者であることの証明書
解体工事	解体工事の適正な発注及び施工のため、下記のとおり解体工事入札参加資格登録基準を定め、専門性を有すると認められる者に入札参加資格を与えるものです。 **【登録要件】** ・建設業許可「解体工事」を受けていること ・経営事項審査「解体工事」を受けていること。 ・解体工事施工技士が在籍し、現場に常駐できる体制が整っていること ・解体工事の工事実績（民間工事も含む）があること ・解体工事の専用機械（コンクリート破砕機等）を自社所有又は長期リースしていること （長期リース：1年以上のリース契約をしているもので自社車庫で維持管理を行い、常時使用可能な状態にあるもの） ・税金の滞納がないこと ※申請された書類に基づき書類を審査した後、解体工事専用機械（コンクリート破砕機等）の確認を行うため、現地調査を実施します。 ※新規入札参加資格登録業者については、B級からの取り扱いとします。 **【申請添付書類】** ①工事経歴書又は工事実績書（民間工事を含む。直近5カ年分） ②重機の写真（撮影年月日が確認できること） ③重機自社所有の場合--重機の償却資産台帳・特定自主検査記録表の写し等 長期リースの場合----リース契約書の写し
下水道工事	下水道工事の適正な発注及び施工のため、下記のとおり下水道工事入札参加資格登録基準を定め、専門性を有すると認められる者に入札参加資格を与えるものです。 **【登録要件】** ・建設業許可「土木一式工事」を受けていること ・経営事項審査「土木一式工事」を受けていること ・下記技術者資格（9資格）を有する技術者を3か月以上雇用していること ① 土木施工管理技士 ② 型枠支保工作業主任者 ③ 足場組立作業主任者

	④　車両系建設機械運転技能講習修了者 ⑤　土止め支保工作業主任者 ⑥　地山掘削作業主任者 ⑦　小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ⑧　玉掛作業技術者 ⑨　酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 ・上記に加え、下記のいずれかの条件を満たすこと (ｲ) 土木業者においては、過去 10 年以内に下水道工事（公共下水道事業・農業集落排水事業・漁業集落排水事業・林業集落排水事業）等の実績がある業者であること。(畑かん工事等を除く。) (ﾛ) 土木業者においては、過去５年間に下水道工事の現場代理人、又は主任技術者の経験を有する者を、現在１名以上雇用している業者であること。 (ﾊ) 排水設備工事指定工事店にあっては、市内の排水設備工事の実績（下水道課の統計資料）が過去に 100 件以上ある業者であること。 ・税金の滞納がないこと ※新規入札参加資格登録業者については、Ｂ級からの取り扱いとします。 **【申請添付書類】** ①　技術者の資格証明書の写し（上記（３）②～⑨の資格） (①土木施工管理技士の資格証は別途技術職員名簿にて確認) ②　下水道工事等の実績を証明する書類(任意書式)又は、過去５年以内に下水道工事の現場代理人、又は主任技術者の経験を証明する書類(任意書式) ③　排水設備指定工事店にあっては、鹿屋市排水設備工事指定工事店証の写し
安全施設工事	安全施設工事の適正な発注及び施工のため、下記のとおり安全施設工事入札参加資格登録基準を定め、専門性を有すると認められる者に入札参加資格を与えるものです。 **【登録要件】** ・建設業許可「とび・土工・コンクリート」・「塗装工事」を受けていること ・経営事項審査「とび・土工・コンクリート」・「塗装工事」を受けていること ・土木施工管理技士（1 級または 2 級）の有資格者がいること。 ・「防護柵のみ」以外（路面標示等）に登録を希望する場合は、路面標示施工技能士を有すること。 ・新規・継続に関わらず、過去 5 年間において安全施設工事（路面標示及び防護柵等）の実績があること ・税金の滞納がないこと **【申請添付書類】** ①過去５年間においてに安全施設工事の実績を証明する書類(工事経歴書・契約書等)
塗装・防水工事	業者の専門性を評価し、工事の品質を確保するため、塗装工事は塗装技能士、防水工事は防水施工技能士がいることを登録業者名簿の登載要件としています。 **【登録要件】** ・建設業許可「塗装工事」「防水工事」を受けていること ・経営事項審査「解体工事」「防水工事」を受けていること。

	・塗装工事は塗装技能士、防水工事は防水施工技能士の有資格者がいること。 ・税金の滞納がないこと **【申請添付書類】** ※別途添付書類はありません。技術職員名簿に有資格者を記載してください。